

明石市病児・病後児保育施設整備補助事業に関する募集要綱

1 補助の目的

明石市では、「こどもを核としたまちづくり」を推進しており、子どもを産み育てやすい環境を整えるための対策を講じています。

その中で、子どもが病気やけがをした場合に、どうしても仕事を休めず、近隣に頼る親族や知人もいないため預け先がないというご家庭も増えていることから、市内で病児・病後児保育施設を整備する事業者を補助しようとするものです。

2 補助の対象となる施設及び事業類型

児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業のうち病児対応型、病後児対応型（「病児保育事業の実施について」平成27年7月17日雇児発0717第12号参照）事業を実施するための施設

※ 病後児対応型のみでの施設での応募は不可

3 補助の対象となる地域・件数

大久保から魚住にかけての地域のうち、JR神戸線より北側の地域に1施設

※ 原則として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各号に該当する店舗から一定の距離(商業地域50m以上、それ以外の地域70m以上。ただし、同法第2条第1項第4号に該当する店舗の場合にあっては、商業地域70m以上、それ以外の地域100m以上)を置いてください。ただし、申込事業者の責任により、当該店舗から改修の制限等について承諾等を得ている場合は、整備予定地として認める場合があります。

※ 上記の近隣地域も含め、具体的な候補地については、申請前でも結構ですので、担当者までお問い合わせください。

4 整備する施設等の要件

整備する施設の利用定員については、事業者からの提案を受け、本市と協議のうえ決定となりますが、おおむね3名程度とし、定員に応じた施設整備としてください。その他の整備する施設等の要件は以下のとおりです。

- (1) 整備に必要な物件(用地、建物等)は事業者において準備すること。
- (2) 保育室、児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室、及び調理室を設置すること。ただし、食事を外部から搬入する場合は調理室の設置は不要とする。
- (3) 保育に必要な備品、遊具、消耗品、設備等の一切は事業者において準備すること。

- (4) 病児、病後児の養育に適した十分な事故防止及び衛生的配慮がなされていること。
- (5) 保育室の面積は利用定員1人あたり 1.98 m²以上とし、1室あたり 8.0 m²を下回らないこと。また、乳児室やほふく室を設置する場合は利用定員1人あたり 3.3 m²以上とすること。なお、面積は内法有効面積とする。
- (6) 建物については、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)や消防法(昭和 23 年法律第 186 号)等の関係法令や通知等に適合したものであること。
- (7) 既存物件を活用する場合は、次の①②③を満たすこと。
 - ① 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されていること。
 - ② 建築基準法における耐震基準(昭和 56 年6月1日施行)により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあつては建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。
 - ③ 自法人が運営する認可保育所等内に設置する場合は、法人の責任において、設置による影響(建築基準法や国庫補助金の返納)等を調査し、対応策を検討すること。
- (8) 整備期限について、市が補助事業の完了検査を実施するため、開園日のおよそ3週間前までに引き渡しを受けること。
- (9) 建築・消防関係の法令に適合する施設となるよう、設置者の責任において十分に確認を行うこと。また、建築確認や開発協議等、必要な手続きを事前に確認したうえで整備計画を作成すること。

5 補助の対象となる整備内容

(1)自己所有物件として新築する場合もしくは自己所有物件を改築する場合

国の子ども・子育て支援施設整備交付金を活用しての補助となるため、子ども・子育て支援施設整備交付金の交付申請を行い、交付決定されることが条件となります。また、補助額の上限及び補助対象経費は、子ども・子育て支援施設整備交付金と同様となります。

子ども・子育て支援施設整備交付金の上限額は 42,509 千円となり、負担割合は補助対象経費に対して国 3/10、県 3/10、市 3/10、設置者 1/10の見込みです。ただし、上限額を超える費用は事業者負担となります。なお、当該上限額及び負担割合は2024年度の交付要綱に基づくものであり、施設整備を2025年度に行う場合(2024年度と2025年度の2か年度にかけて施設整備を行う場合を含む)は、2025年度の交付要綱に基づき実施するため、上限額等が変更となる可能性があります。なお、申請のスケジュールは下記のとおりです。

①2024 年度に交付申請を行い、2024 年度中に整備を完了する場合

2024 年9月中旬から下旬	交付申請締切
2024 年 12 月中旬	交付金交付の内示
交付金内示後	整備工事着手
交付申請時の整備期限まで ※遅くとも 2024 年3月中旬まで	整備工事完了、工事完了検査

②2024 年度・2025 年度両年度に交付申請を行い、2025 年度中に整備を完了する場合

2024 年9月中旬から下旬	交付申請締切(2024 年度工事分)
2024 年 12 月中旬	交付金交付の内示(2024 年度工事分)
交付金内示後	整備工事着手
2025 年2月中旬から下旬	交付申請締切(2025 年度工事分)
2025 年3月中旬	2024 年度交付申請分の工事完了、工事出来高検査
2025 年4月中旬	交付金交付の内示(2025 年度工事分)
交付申請時の整備期限まで	整備工事完了、工事完了検査

<注意！>

2024 年度中に整備に着手する場合は、2024 年度中の交付決定が必要となり、2024 年度中の国への交付申請については、申請の締切が 2024 年9月中旬から下旬(予定)となっています。

そのため、2024 年度中に整備に着手を希望する場合は、エントリーシートを提出する前に、2024 年度中の交付申請が可能か、必ず下記担当までお問い合わせのうえご確認ください。

③2025 年度に交付申請を行い、2025 年度中に整備を完了する場合

2025 年2月中旬から下旬	交付申請締切
2025 年4月中旬	交付金交付の内示
交付金内示後	整備工事着手
交付申請時の整備期限まで	整備工事完了、工事完了検査

(2)賃貸借物件を内部改修する場合

国の子ども・子育て支援交付金を活用しての補助となるため、補助額の上限及び補助対象経費は、子ども・子育て支援交付金と同様となります。

子ども・子育て支援交付金の上限額は、内部改修(備品購入を含む)に対して 4,000 千円、賃貸借物件における履行開始前月分の家賃及び礼金に対して 600 千円となります。

負担割合は補助対象経費に対して国 1/3、県 1/3、市 1/3 の見込みであり、事業者の負担はありません。ただし、上限額を超える費用は事業者負担となります。なお、当該上限額及び負担割合は 2024 年度の交付要綱に基づくものであり、内部改修を 2025 年度に行う場合(2024 年度と 2025 年度の2か年度にかけて施設整備を行う場合を含む)は、2025 年度の交付要綱に基づき実施するため、基準額等が変更となる可能性があります。

※ (1)、(2)いずれの場合も、工事業者の選定は、明石市契約規則(平成5年規則第 10 号)に定める一般競争入札(制限付き)の方法により実施してください。また、補助金の交付決定を受けて実施した整備事業については公共工事に準じた工事完了検査を実施します。工事内容の適正及び関係書類の整理には万全を期してください。

6 補助対象となる期間

事業者からの施設整備期間を提案いただく形となり、原則、施設整備期間が補助対象期間となります。ただし、施設整備期間については、本市において、提案いただいた施設整備期間や補助交付申請を含む各種申請期間に十分な余裕があるか、整備工事完了後、工事完了検査を経て、病児保育施設として運用開始となるまでスケジュールが適正かどうか等を判断し、本市と事業者との協議により決定となります。そのため、必ずしも事業者からの提案どおりの施設整備期間とならないことについてご留意ください。

7 補助申請資格

募集開始時点において、病児・病後保育施設を整備するための十分な資力、信用を有するとともに、児童福祉に関する熱意と理念を有する者で、以下のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 2024 年(令和6年)4月1日現在で、明石市内において認可保育所、認定こども園の運営実績が3年以上あること。
- (2) 明石市暴力団排除条例(平成 24 年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (3) 明石市の子育て施策及び保育行政を理解し、市の保育行政に積極的に協力できること。
- (4) 選定法人自らが整備施設を運営すること。(第三者が運営しないこと。)

- (5) 施設整備に係る補助や運営に関する費用が公費で賄われることを自覚し、利用者である児童や保護者の利益や満足を最優先に考慮すること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続中である法人でないこと。
- (8) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (9) 2021年(令和3年)度から2023年(令和5年)度における法人全体の保育士の離職率が30%以下であること。

8 申込・審査のスケジュール

(1) 日程

エントリー期間	2024年(令和6年)7月19日(金)～2024年(令和6年)8月14日(水)
申込受付期間	2024年(令和6年)8月15日(木)～2024年(令和6年)8月23日(金)
選定審査会	2024年(令和6年)8月30日(金)
審査結果通知	審査会後随時

<注意！>

エントリーシートを提出する前に、応募予定地が公募の対象地域に含まれるか、必ず下記担当までお問い合わせのうえご確認ください。

(2) エントリーシートの提出

- ① 提出期限 上記の通り
- ② 提出方法 以下のメールアドレスまで書類を添付したメールを送付すること
- ③ 提出先 明石市こども局こども育成室利用担当
メールアドレス < koriyou@city.akashi.lg.jp >

(3) 申込書類の提出

- ① 提出期限 上記の通り(但し、提出締切は2024年(令和6年)8月23日(金)の17時)
- ② 提出方法 直接持参のみ(提出時に申請内容・添付書類を確認します。)
- ③ 提出部数 6部(正本1部、副本5部。様式は市ホームページからダウンロード。)
- ④ 注意事項
 - ア. サイズはA4版とし、始めに提出物一覧表(チェックしたもの)を付すこと。
 - イ. 片面印刷のみとすること。

- ウ. 資料番号ごとにインデックスを付した合紙を添付すること。
- エ. 両開きのパイプファイルに左開きで綴じ、申込書名、法人名および正副の区別がつくよう背表紙をつけること。
- オ. 申込書類を書類ごとにPDFに変換して収録したCD-Rを提出すること(データの名称は提出物一覧表及び提出物チェック表の書類名称を用いること。)
- カ. 書類提出の際は、予め電話連絡により予約すること。

○交付申請の時期・整備場所の事前協議／応募書類提出のアポイント連絡先

明石市こども局こども育成室利用担当 担当：角谷、藤本

Tel:078-918-5092 Fax:078-918-5650

E-mail:koriyou@city.akashi.lg.jp

9 審査方法

審査は提出資料及びプレゼンテーションの内容をもとに、補助事業者選定審査会において市の審査基準に従い実施します。募集地域での設置予定数は目安であって、審査の結果によって選定なしとなる場合もあります。

(1)審査会の日程・場所

- ①日程:2024年8月30日(金)
- ②会場:明石市役所本庁舎 8階 804 会議室
- ※ 上記日程及び会場は予定のため、変更となる可能性があります。エントリーシートの受付終了後に審査会の日時場所等の実施概要を個別に通知します。

(2)審査項目の概要

審査項目	内容
1 法人の資質・能力	事業の動機及び目的、病児・病後児保育への理念、他保育施設の運営実績、保育士の離職率等
2 施設整備	整備計画・費用の妥当性、病児・病後児保育施設としてのレイアウト等の妥当性、整備予定地の利便性等
3 施設運営	医療機関との連携、危機管理・安全管理等に対する取組、利用者の容態急変時の対応、運営費用の妥当性等
4 職員配置体制	配置予定の業務責任者の適性、配置予定の看護師の有無や適性、その他職員の配置予定数や適性、今後の看護師、保育士の確保策等

(3) 審査・選定に関する留意事項

- ① 審査会には必ず代表者(担当理事又は応募する整備事業の責任者でも可)が出席してください。
- ② 募集要項の応募資格、設置条件等を満たしていない場合、提出書類の不足や内容に事実と反する記載があった場合、又は補助事業者として相応しくない事項がある場合には失格となる場合があります。また、これらが選定後に判った場合は選定を取り消す場合があります。
- ③ 事業者の応募数にかかわらず審査・選定を実施しますが、審査の内容によっては、事業者を選定しない場合があります。
- ④ 他の応募事業者の整備計画内容等に関する問い合わせには一切応じません。
- ⑤ 審査結果については一切の異議申し立てに応じません。
- ⑥ 感染症対策の観点から、審査会に代わり、書類審査とする場合があります。

10 病児・病後児保育の概要

施設整備後、当該施設において病児・病後児保育を提供いただく形となります。提供いただく病児・病後児保育の概要は、以下のとおりです。

(1) 施設を利用する児童

① 病児対応型

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童

② 病後児対応型

病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童

(2) 利用時間 午前7時30分～午後6時00分までとする。

(3) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)は、休園日とすることができる。

(4) 医療機関との連携について、日常の医療面での指導助言や、容態が変化した場合の診察を行う指導医(小児科専門医又は小児科標榜医療機関の医師が望ましい)を確保する必要があります。指導医を確保できない場合は、市が明石市医師会に推薦を依頼します。

(5) その他の病児・病後児保育に関する詳細は、「病児・病後児保育の実施について」をご確認ください。

10 その他

- (1) 整備計画や資金計画等を十分に考慮し、理事会における承認等、法人としての意思決定を踏まえたうえでお申し込みください。
- (2) 整備年度における交付金又は予算議案が不成立の場合は、本事業を延期又は中止する場合があります。また、運用開始年度における予算議案が不成立の場合は、本事業を延期又は中止する場合があります。
- (3) 本書に定めのない事項や疑義がある場合は、事業者と本市双方が協議のうえ決定します。

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ>

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5-1

明石市こども局こども育成室利用担当 担当：角谷、藤本

Tel:078-918-5092 Fax:078-918-5650

E-mail:koriyou@city.akashi.lg.jp